

令和７年 大分県商品流通調査
調査票の記入の仕方



令和８年10月
大分県企画振興部統計調査課

１　大分県商品流通調査について

この調査は、大分県統計条例に基づく県統計調査です。

本県が作成する「**令和７年大分県産業連関表**※1」の基礎資料として、通常５年に一度、地域相互における商品流通状況の把握を目的として実施しています（前回調査は、令和３年１１月）。

具体的には、貴事業所で生産された製品が県内外でどれだけ消費されたかを調査するものです。

※１：令和７年大分県産業連関表とは、令和７年に大分県内で行われた産業相互間及び産業と消費者等との経済取引を収めた統計表です。県経済の現状分析や将来予測、大型プロジェクトの経済波及効果分析に用いられます。

※この調査により報告された記入内容については、統計法により秘密が保護され、統計以外の目的に使用することは絶対にありません。

２　調査の対象

ホームページに掲載の「品目例示表」に掲げる品目を生産している事業所の中から、調査対象として約８００事業所を選定し、調査しています。

３　調査票の提出期限

令和８年１１月２７日（金）

４　調査事項

自工場生産額（うち、自工場消費額、輸出向け出荷額、国内(県外)向け出荷額、国内(県内)向け出荷額、在庫額）です。

５　調査票記入上の注意

●この調査は、個々の事業所を対象としていますので、会社全体ではなく、貴事業所単体での内容を記入してください。なお、貴事業所で生産された製品のみが調査の対象となり、**他の事業所**※1から受け入れた製品で、貴事業所では全く加工をせず、**そのまま**※2出荷するものは調査の対象となりません。

※１：「他の事業所」には、
関連の本社、支社、その他の事業所、元請・下請事業所を含みます。

※２：「そのまま」には、
　検査・選別・洗浄・包装・小分け・充てんなど販売に伴う軽度の加工を含みます。ただし、食料品の真空包装及び医薬品の小分けを行った場合は製造行為と見なし、貴事業所の生産に含めます。

●加工のみを行う事業所も調査の対象となります。

●数字は全て「１，２，３,」のように算用数字で明瞭に記入してください。

●金額で記入する項目については、千円単位で記入し、単位未満は四捨五入してください。

例：１２３，４５６円の場合　→　１２３千円と記入
　　９８７，６５４円の場合　→　９８８千円と記入

●この調査票は、令和７年（１月１日～１２月３１日）の１年間の状況について記入してください。

ただし、事業年度等の関係で、この期間での記入が困難な場合には、令和７年を最も多く含む１年間で記入してください。

例：事業年度が４月始まりの場合、令和７年４月１日～令和８年３月３１日の１年間についての状況を記入する等。

●調査事項の中で、貴事業所では記入困難な項目については、恐れ入りますが、本社等と連絡・相談のうえ、可能な範囲で記入してくださるようお願いいたします。

（１）「事業所情報・記入担当者連絡先」について

事業所所在地	〒	記入担当者連絡先	所属部署名	
			TEL	
事業所名			フリガナ	
			氏名	

記入事項についての確認など、問合せの際に使用しますので、必ずご記入ください。

（２）「①　品目名・品目コード」について

調査票の記入にあたっては、貴事業所で生産された製品について、品目ごとに「品目コード」及び「品目名」を記入してください。調査依頼書に貴事業所の対象となる品目を記載しています。調査依頼書に記載されている品目以外にも、貴事業所で該当する品目がある場合は、追加でご記入ください。なお、「品目名」、「品目コード」については、別途ホームページに掲載の「品目例示表」の「品目例示」を参考にしてください。Excelの調査票では、品目名は品目コードに対応して自動で入力されます。

	品目5	品目6	品目7	品目8	品目9
①品目コード ＊品目分類表参照					
品目名					

※単純に一つの欄に記入できない場合（同一品目でも型違いで区別している場合等）

→ 同一の「品目名」と「品目コード」を用いてそれぞれの金額を記入してください。

（３）②「消費税の扱い」について

記入した金額が、消費税「抜き」か「込み」を選択してください。なお、原則**「抜き」で**ご記入下さるようお願いします。

②消費税の扱い	◉ 1.抜き	○ 2.込み

（４）調査票③～⑧欄を記入する際の注意事項

いずれの項目も可能な限り、数量×工場出荷価格※4で計算してください。

賃加工の場合は、数量×加工賃、または、加工賃収入で計算してください。ただし、品目例示表に「○○（賃加工)」と書いてある品目に限ります。

※４：工場出荷価格

消費者が店頭で製品を手にする時の価格ではなく、貴事業所が他の事業者や販売店等へ、貴事業所で生産した製品を出荷する際の出荷価格（消費税抜き）を指します。なお、荷造料は含みません。

工場出荷価格（消費税抜き）

各種諸掛（積込料、運賃、保険料）抜き

消費税以外の内国消費税は含む
※内国消費税：酒税、たばこ税、揮発油税・地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税）

（５）「③自工場生産額」について

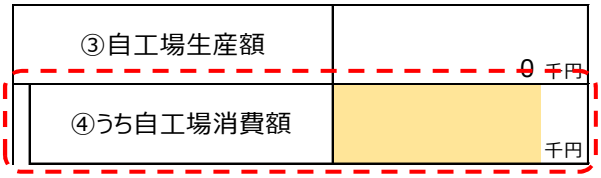
自工場生産額（以下④～⑧の合計金額）

③自工場生産額	0 千円
④うち自工場消費額	千円
⑤うち輸出向出荷額	千円
⑥うち国内(県外)向出荷額	千円
⑦うち国内(県内)向出荷額	千円
⑧うち在庫分（未出荷分）	千円

「品目名」欄に記入した品目について、貴事業所で生産した年間の**生産額**です。以下④～⑧でご記入いただく額の合計金額です。（Excel の調査票では、④～⑧でご記入いただいた額の合計が自動的に入るようになっています。）紙の調査票は、0 を二重線で消して、数字をご記入ください。

（６）「④うち自工場消費額」について

・うち自工場消費額（＝消費数量×工場出荷価格）



「③自工場生産額」のうち、貴事業所内で生産している他の製品の原材料や、研究開発用等に消費した分について、その額を記入してください。

■ うち自工場消費額に含むもの ■

貴事業所内で生産し、出荷せずに貴事業所で生産している他の製品の原材料となる中間製品

■ うち自工場消費額に含まないもの ■

・他事業所から受け入れた原材料や、他事業所から購入した原材料

例：X社から受入又は購入した原材料Aを使って貴事業所でBを生産した場合

→ この他事業所（X社）から受け入れた原材料Aは自工場消費額に含まれません（そもそも生産額に含まれません）。

※なお、製品Bは自工場で製造しているので、生産額等に含まれます。

・他事業所に出荷した原材料

・令和６年末時点の在庫品を令和７年中に消費した場合

（７）「⑤うち輸出向出荷額」について

・うち輸出向出荷額（＝輸出数量×工場出荷価格）



「③自工場生産額」のうち、貴事業所から直接または輸出商社等を通じて輸出した額、あるいは輸出用として輸出商社等へ販売した額を記入してください。

卸・小売業者など仲介業者の所在地ではなく、製品の最終消費（出荷）先が国外のものになります。

（８）「⑥うち国内（県外）向出荷額」について

・うち国内（県外）向出荷額（＝出荷数量×工場出荷価格）



「③自工場生産額」のうち、国内（県外）向けに出荷した額を全て記入してください。

卸・小売業者など仲介業者の所在地ではなく、製品の最終消費（出荷）先が国内（県外）のものになります。最終消費地が不明な場合、卸・小売業者に問い合わせるなどして、記入をお願いします。

■ **うち国内（県外）向出荷額に含むもの** ■

・大分県外にある同一企業内の他工場へ原材料として出荷したもの

→ 金銭的な取引が発生しない場合であっても、他の企業に売却する場合と同様に金銭的な取引が発生したものと仮定して、その価格を記入してください。

（9）「⑦うち国内（県内）向出荷額」について

・うち国内（県内）向出荷額（出荷数量×工場出荷価格）

③自工場生産額	0 千円
④うち自工場消費額	千円
⑤うち輸出向出荷額	千円
⑥うち国内(県外)向出荷額	千円
⑦うち国内(県内)向出荷額	千円

「③自工場生産額」のうち、国内（県内）向けに出荷した額を全て記入してください。

卸・小売業者など仲介業者の所在地ではなく、製品の最終消費（出荷）先が国内（県内）のものになります。最終消費地が不明な場合、卸・小売業者に問い合わせるなどして、記入をお願いします。

■ **うち県内向出荷額に含むもの** ■

・大分県内にある同一企業内の他工場へ原材料として出荷したもの

→ 金銭的な取引が発生しない場合であっても、他の企業に売却する場合と同様に金銭的な取引が発生したものと仮定して、その価格を記入してください。

（10）「⑧うち在庫分（未出荷分）」について

⑦うち国内(県内)向出荷額	千円
⑧うち在庫分（未出荷分）	千円

「③自工場生産額」のうち、出荷、自家消費されず、製品在庫として手元に残った分を記入してください。

在庫品の取り扱いについて

・令和６年末時点の在庫品を令和７年中に出荷した場合は、出荷額に含めないでください。

・令和７年中に製造した製品を年内に出荷しなかった場合は、⑧の「在庫分（未出荷分）に計上してください。

（11）備考欄について

「休業中」、「操業準備中」、「操業開始後未出荷」など、ご記入いただいた内容に関しての注意事項などを記入してください。

また、工場出荷価格以外の金額をご記入いただいた場合は、その内容（例：内国消費税抜き等）を記入してください。

※：「内国消費税」

消費税、酒税、たばこ税、揮発油税・地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税

6　調査票の提出先及び問合せ先

調査票は、大分県商品流通調査ホームページ上に掲載している電子申請システム、または電子メールによりご提出くださるようお願いします。紙の調査票での回答を希望される場合は、ご連絡ください。（返信用封筒を同封の上調査票等をお送りいたします。）

※調査票のファイル名は、「調査票_XXX.xlsx」としてください。（XXX：貴事業所整理番号（３桁））（例：整理番号 999 の場合、「調査票_999.xlsx」）

※ご記入いただいた内容について、問い合わせなどをさせていただく場合があります。提出の際は、お手数ですが、電子ファイルを保存、紙の場合は一部控えをとるようお願いいたします。

【本調査についての提出先及びお問い合わせ先】

〒８７０－８５０１
大分県大分市大手町３丁目１番１号
大分県企画振興部統計調査課　統計分析班
担当：廣瀬（ひろせ）、立花（たちばな）、三重野（みえの）
電話（直通）：097-506-2442・2495
FAX：097-506-1727
電子メール：a10800@pref.oita.lg.jp
ホームページ：https://www.pref.oita.jp/soshiki/10800/syouryu.html



※大分県商品流通調査のホームページから、調査書類一式「調査票」「調査票の記入の仕方（本書）」「品目例示表」等がダウンロードできます。

※また、よくあるご質問と回答、電子申請システムのページ、電子メールでの提出先メールアドレス等も掲載していますので、ご活用ください。